

徳島県告示第二百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和三年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

204	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		徳島沖洲 インター	徳島市北沖洲三丁目二二八番 一 地先から 同 東沖洲一丁目一八番一 地先まで 徳島市東沖洲二丁目六八番一 地先 徳島市東沖洲一丁目一八番一 地先	四六〇・五 一一九・六 二八七・一	令和三年三月十九日